

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	教育・保育施設利用に係る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、教育・保育施設利用に係る事務における特定個人情報を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

平成30年8月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育施設利用に係る事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき行う、教育・保育施設利用に関する下記業務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①特定教育・保育施設利用者の支給認定事務(児童・保護者、その他同一世帯員の住民記録情報)</p> <p>②特定教育・保育施設利用者の保育料算定業務(利用児童の保護者、扶養義務者の個人住民税情報、児童扶養手当受給者情報)</p> <p>③特定教育・保育施設利用者の台帳管理事務(児童、保護者、その他同一世帯員の住民記録情報)</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務において、地方税関係情報、住民票関係情報等を照会する。</p> <p>※教育・保育施設利用に係る事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援 子ども台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一 94 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(教育・保育施設利用に係る事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 1.番号法第19条 別表第二 116 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL 092-953-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL 092-953-2211

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

